

平成29年度事業計画

第1 基本方針

本年度は、「福井県司法書士会の原点回帰と未来を拓く」を基本方針とする。

第2 事業計画及び予算の策定に当たって

司法書士制度は、民衆のためにある。福井県司法書士会（以下「本会」という。）会員に求められているのは、市民の依頼に応え、しかも質の高い法的サービスを未来においても提供することである。司法書士制度は、将来も延々と続く。そのためには、本会の将来を見据えた確固たる基礎・土台作りが必要である。目先の利益のみを追求したり、傍観するのみでは司法書士の将来はないし、若い会員への負担が大きくなる。司法書士は、司法書士制度の信頼維持確保ため、自主的に司法書士制度と司法書士業務の改善向上に努め、これに対し司法書士会は会員指導等を行い、また責任を負わなければならない。

本年度は、司調合同会館への本会事務所移転を行う。財政問題も、御幸土地売却代金の使途を計画に入れて本会の将来に対応する。この機会を捉え、「福井県司法書士会の原点回帰と未来を拓く」を事業計画の基本方針としたい。

第3 本会の会員数の将来像と財政

本会は、小規模会であり、個人会員数は、123名（平成29年3月31日現在）である。21年前の平成8年の会員数は144名であり、会員数そのものは、年々減少の傾向にある。

加えて、年齢を基準に現在の会員構成をみると、70歳以上が34名の27.6%であり、団塊の世代（昭和22年～24年生まれ 69歳～67歳）の個人会員数は、19名（15.4%）である。

全国的に団塊の世代の社会的構成員が多いのは、公知の事実であるが、本会において、仮に、将来、団塊の世代以上の会員が退会されるとなると、53名がその対象となり、残りは70名となってしまう。

一方、入会者は、毎年3～4名である。司法書士試験の出願数・合格者数は、平成22年の948名から年々減少しつつあり、昨年の合格者は、660名で合格率は3.2%であった。将来、本会への入会者の増加は、大きく見込まれない。

福井県の健康寿命は、男性71.19歳、女性74.21歳である。このような状況からすると、後10年過ぎると、個人会員数は、100名程

度の規模になる可能性もある。

そうなると、本会にとって将来の大きい問題は、財政逼迫である。現在の月額会費2万円では、会としての組織運営は困難である。小規模会だから、会員に対する品位保持の指導や業務の改善を図るための指導及び連絡が手薄であってよいということではない。連合会の助成金もいつまで続くか不明である。

また、御幸の土地売却代金（金2,066万円）は、現在も、2,085万円プールされている。もっとも、この原資は、目的会費として徴収した事件数割会費をもって購入した御幸の土地の売却代金であるところ、その会計上の取扱いは、平成14年度から一般会計に繰入れ処理されてきた。

本年度予算編成に向けては、この金員の潜在的性質と明朗会計の趣旨から、使途目的を限定した特別会計をもって予算化する方向も検討した。しかし、将来の会員数減少予測と財政逼迫を考量すると、結論としてこれを一般会計上の枠組みにおいて、使途に制限を設けずに予算措置を図ることが妥当と判断した。

本年度は、本会事務所を司調合同会館に移転する。移転費は、450万円と多額であるが、この費用も御幸土地売却代金を含めた一般会計で予算化する。

第4 執行の過重負担

会員数が減少すると、全ての会員で会務を執行しなければならない。しかし、現実的には、入会歴の浅い会員で執行することとなるであろう。そうすると、ますます多重執行となっていく、あるいは一旦役員を退任しても、再び役員に選任されることとなる。しかも、少子化と福井県の人口減により、例えば住宅着工件数も減り、登記件数もおのずと減り、厳しい事務所経営の中で会務を執行することとなろう。

第5 本会会員における訴訟業務の将来

- 1 司法書士は、平成14年改正により簡易裁判所訴訟代理権を獲得したが、本会会員の簡易裁判所訴訟代理人による事件数は、年々減少気味である。全国的な司法統計では、簡易裁判所の弁護士関与の割合は20.1%に対し、司法書士関与は9.7%である。もとより、司法書士の簡易裁判所訴訟代理権は、「当面の法的需要を充足させるための措置」として付与された。

弁護士の一部には、司法書士の簡易裁判所訴訟代理権制度の将来的廃止と飛躍的に増大した弁護士の活用を唱える向きもある。さらには、司法書士の訴訟代理権の範囲問題についても、いわゆる和歌山訴訟について最高裁判決がなされ、業務範囲は制限された判断がなされた。司法書士による

地裁管轄の書面作成も、減少の一方である。

- 2 本会は、過去、福井簡易裁判所に対し司法書士の活用を、福井地方裁判所に対し、的確なる情報の提供や弁護士と同額の予納金の取扱いをそれぞれ要請してきたが、裁判官の独立の下、依然として改善はされていない。同様に連合会が、最高裁に司法書士が訴訟代理人となって訴訟活動している簡易裁判所での事件について、地方裁判所への移送を制限するよう、また破産事件の予納金問題について要請しても、やはり裁判官の独立よる壁は厚い。

民事法律扶助の契約司法書士数も、また代理援助・書類作成援助の取扱数も低調である。

- 3 司法試験合格者数の見直しはされているが、弁護士人口は、増加している。その結果、弁護士へのアクセスは容易となり、代理訴訟の費用そのものが低廉化する可能性がある。将来的には司法書士への訴訟支援を求めるニーズは減少するといえよう。

連合会では、司法書士養成制度の構築やこれからの司法書士による訴訟支援の在り方について検討している。

本会としても、これからの司法書士による訴訟支援の在り方を検討していくべきである。

簡易裁判所は、従来、下級裁判所と言われてきたが、実際は、国民に密着した裁判所であり、そこで扱う事件数は、地裁よりはるかに多い。

簡易裁判所は、第1審訴訟事件を訴額に応じて地方裁判所と分担する役割と、簡易・迅速な少額裁判所としての役割を有している。法律上は、後者の役割を十分果たせるように仕組まれている。この役割は、国民に最も身近な裁判所として、争点の少ない事件につき簡易・迅速に解決することで国民のニーズに応えるものである。

この法が予定する簡易・迅速に解決する事件に対して、本会としても対応すべきであり、更に司法書士が得意な分野の事件類型の確立ができるように努めるべきである。例えば、不動産登記と関連する不動産登記訴訟や家屋の明渡訴訟等が想定される場面である。

もちろん、法律の業務範囲が第1で、市民のニーズが第2であるが、財政問題を抱えながらも、どこまで市民のニーズに応えられるかを検討しなければならない。

また、裁判書類作成関係業務については、家庭裁判所への成年後見等に関する審判事件や相続放棄申述書、登記に関する申立等各種申立ての書面作成について市民のニーズに応えたい。

さらに、法テラス福井地方事務所と共催で、相談会やイベント等の開催を企画したい。

第6 本会会員における登記業務の将来

- 1 登記についても、原点回帰を図り、未来を拓く土台を強固なものにしなければならぬ。未来を語るのは、過去を調べ、現状を認識し、未来を展望するという行為である。
- 2 法制度は、司法書士を登記を中心とした実務家として位置付けしている。司法書士法第1条は、司法書士制度について規定するが、そこには「登記に関する手続の適正かつ円滑な実施」との文言があり、司法書士は、登記の法律専門家として登記業務の適正を図っている。司法書士は、登記制度を支える担い手たりうべく努力を積み重ねてきた結果、社会的にも、登記の専門家として認知されるに至っている。

しかし、司法書士の登記業務は、相当変遷してきた。過去においては、文筆がたつ・書類の作成に長けている者やタイプライターを操作できる者等が、手掛けていた。そのような時代は、売買が単独で出てくる取引場面であった。ところが、住宅ローンが一般化される時代に入り、抹消、移転、設定等を巡る関係者が一同に会し、立会いが慣行化された。これにより、不動産登記を中心としながらも、単なる所有権移転にとどまらない、取引全体を見渡せる専門家の関与を必要とされた。取引当事者は、各人の利害関係を有しており、司法書士は、様々な場面で法的知識を問われることが日常的になっている。だからこそ、市民は司法書士に登記を依頼し報酬も支払う。司法書士は、取引全体を保証している側面がある。
- 3 一方、登記申請情報は、インターネットで容易に取得でき、本人申請もいとわぬ状況である。換言すれば、市民の登記申請の利便性が増すことによって、抹消登記のような代書業務は、司法書士業務の中心から遠ざかることになり得る。
- 4 今後の不動産登記申請業務は、司法書士による実体関係への関与が期待される分野であろう。実体関係への関与により、市民からの信頼が高まる。もし、将来、司法書士は頼りにならないとか、司法書士に対する期待が裏切られたと判断されると、容易に他の手段を選択するであろうことを、今から覚悟しておく必要がある。
- 5 次に、法的相談業務である。そこでは、相談者が抱える問題事案を理解し、その事実に法律をあてはめ、法的判断するとともに、問題解決するために法的手続を教示する。このような法律関係の説明と対応が中心であるが、更には相談者の置かれた立場や悩み、その背景についても解決できるように幅広く相談に応じることが必要である。司法書士法には相談業務が規定されているが、これは何も特権意識をもって業務に当たるのではなく、この分野に司法書士の責務があるものとして行う必要がある。その際、倫理に反しないよう注意をすることが必要であることは言うまでもない。

6 もう一つは、オンライン登記申請の充実と適正化である。

政府は、平成18年「IT新改革戦略」を定め、「国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年までに50%以上とする」という目的を掲げていた。その後、平成20年1月には改正不動産登記令及び改正不動産登記規則により、オンライン申請における特例方式が導入された。現在のところ、福井県内でオンライン登記申請を行っているのは、司法書士と土地家屋調査士、いくつかの自治体である。

今般、法務省民事二課、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会は、添付情報の特例の創設を検討している。この制度は、司法書士及び土地家屋調査士による申請又は官公署の嘱託のみを対象とし、原本たる書面を電磁記録にすることを許容し、原本の別送を要しないとするもので、平成29年度後期の実施を目標としている。

ここで重要なのは、司法書士による適正な申請である。添付情報の原本を提供しないからといって、PDFファイルが原本に基づいて作成されたものであることが制度的に担保されることが必要である。また、原因証明情報を作成する司法書士の責任は重い。虚偽の登記申請に対しては、厳しい懲戒処分が予想される。

7 利便性、効率化のために登記の真正が、損なわれることはあってはならない。登記制度を支える専門職能としての司法書士制度であり続けるためには、この資質の担保につき市民に明確に提示する必要がある。

司法書士の社会的使命を自覚し、倫理を確立させ、内部充実に努め、個々の司法書士の資質を向上させるとともに、自浄能力を備えた団体としての組織強化を行い、広く国民の期待に応えなければならない。

第7 組織の原点回帰

1 小規模会である本会にとって、組織の原点回帰を図らないと財政的基盤を揺るがし、また人材不足にもなり、本会事業の執行に支障を来す。

各種組織が、どのような目的をもって設置されているか、小規模会にとって設置が適切か、規模は適切か、活動内容が適正か等の検討、更に改革を行わないと将来に禍根を残す。

2 調停センターは、平成19年4月から設置されている。組織も構築し、研修等も行ってきた。しかし、市民のニーズは、ほとんどない。仮にあったとしても、事業を行えば行うほど財政的にはマイナスとなる。他会もほとんどが、休眠状態である。連合会総会においても、大規模会は制度維持ができるが、小規模会では運営が困難ではないかとの疑問が出ている。

3 現在の各支部は、それぞれ会員の業務の改善及び会員との連絡調整を図ることを目的として設けている。その名称と区域は、本局と従前の支局を

前提に定められている。会則上は、会長が支部の名称と区域を定めると規定されているが、先ずそれぞれ区域当事者が検討すべきである。

その際、何のために支部が設置されているのか、現在の支部規則は実態に合致しているか、支部が必要としても区域が適切か、支部の役員を置くことで本会の人材不足にならないか等につき検討が必要である。

4 公共嘱託登記司法書士協会の今後の在り方も重要である。

司法書士法は、司法書士会は協会に対し、その業務の執行に関し、必要な助言をすることができる」と規定する。会則上も、本会は同協会に対し、その運営に必要な助言をすることができる」と規定されている。

しかし、将来的には、同協会自身が、司法書士法に規定する原点、官公署等による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与するか否か充分検討が必要である。

5 本会には各種委員会が設置され、その活動を行っている。しかし、その活動内容には、行政や関係団体からの要請による場合も多々ある。中身は、毎年要請を受けているから、あるいは単に付合いからというものもある。これについても見直しが必要である。

第8 重点事業

1 相続登記の推進

平成28年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」等において、政府として相続登記の推進に取り組むこととされている。その背景には、相続登記未了問題がある。

相続登記推進の方法に関しては、①相続登記することのインセンティブの付与、例えば税制について登録免許税を現在より下げる。②相続登記を義務化し、過料を課する。③相続登記に何らかの民事上の効果を与える。④相続登記手続の負担軽減方法を検討する等、学者や実務家において議論がされている。

法務省は、相続登記を推進するため不動産登記規則を改正して「法定相続情報証明制度」を新設し、平成29年5月下旬から実施する予定である。

司法書士は、140年以上にわたって相続登記の担い手であり、更にその責務を十全に果たすべく行動する。

福井県は、平成25年統計では持ち家率76.5%と全国第4位の高さである。相続税申告率も平成28年申告で全国第14位と、地方のトップレベルである。

本年度は、相続登記の更なる推進に向けて、相続登記の必要性について積極的に県民に訴え、その意識を変えていきたい。

本会は、昨年度、一昨年度と福井地方法務局と協働し、県内各市町への

相続登記の推進について協力の依頼を行った。今般の法定相続情報証明制度の新設、そして国土交通省の「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策ガイドライン」等により、相続登記の事件数が増えることが予想される。そこで、本年度は、本会自身も市民に対する相続登記推進の告知に取り組む。さらに、福井地方法務局との共催による相談会開催を企画したい。そのためにも、「相続登記は登記の専門家である司法書士へ」との標語の下、市民の期待に応えるべくますます我々の研鑽を積む必要がある。

同時に、死亡時の種々手続や地方税等に関する知識習得も必要である。

2 未来につなぐ相続登記、空家等問題への各市町との積極的な連携取組

昨年度は、福井地方法務局と本会、福井県土地家屋調査士会が協働し、県下15市町の市長・町長等に対し、直接に「未来につなぐ相続登記」推進と、「空家等対策」について説明し、協力を要請した。

本年度は、県下17市町に対し、遺産分割から相続登記まで一貫処理できる司法書士の活用や、更なる連携強化を働き掛ける。また、相続登記推進に向けたシンポジウム開催のほか、県内自治体を対象とした相続登記手続に関する説明会も併せて開催することとしたい。

空家等対策についても、登記制度の重要性の啓発に努め、権利関係の把握が困難な事例における調査のほか、現実的な解決策を関係機関と共に模索できるよう司法書士の専門性の活用を提案していく。同時に、協定書の締結を推進する。

3 積極的な相談活動

法定相続情報証明制度と相続登記に関する相談会の開催を積極的に進めたい。特に、会場としては、各市町（庁舎）を始め、相談者の集まりやすい場所を確保するほか、法務局との共催も企画したい。各市町からの空家等問題に関する相談にも応じたい。

4 広報の重要性

本年度の広報は、一段と重要な事業である。何と云っても、法定相続情報証明制度の告知が必要である。その趣旨目的は、市民はもちろん、金融機関、不動産業者、建築業者等に対して、法定相続情報証明制度と司法書士の関わりをPRすることである。

また、昨年度に作成した、「司法書士は登記の専門家」と題した広報チラシにつき、法定相続情報証明制度のPRも兼ねて更新したい。各種相談会に関する広報についても、積極的に取り組むこととしたい。

本会ホームページにおける会員の研修単位取得情報の公表を継続する。また、市民窓口の設置の明確化や、懲戒処分や紛議調停手続に関する案内も行いたい。

5 制度維持と発展のための研修

平成27年定時総会において研修規則に、12単位取得の義務化を規定した。所定単位の未取得会員に対しては、会長指導を行う予定である。悪質な会員に対しては、懲戒の手続を開始することもあり得る。司法書士が研修を受けないことをもって直ちに懲戒の対象となるものではないが、長期間にわたって研修を受講せず、また、その他の方法で資質の向上を図ることをも怠っている場合には、司法書士法23条違反となる。

研修は、本会の限られた予算で業務の全国同一レベルを維持するという要請から、連合会からの同時配信の活用を積極的に図っている。日司連研修総合ポータルも利用されたい。

嶺南へのインターネット同時配信については、更に配信の精度を高めるために、設備の充実を図るとともに、操作に係る人材育成に努めることとしたい。

6 成年後見制度利用促進法への対応

認知症等財産管理や日常生活に支障がある人たちを社会で支え合うことが高齢社会にとって喫緊の課題であるが、成年後見制度の利用は少ない状況にある。これを踏まえ、成年後見制度利用促進法が平成28年4月に公布、同年5月に施行され、政府においては、平成29年3月を目途に成年後見制度利用促進基本計画を作成し、法の目標に沿って総合的計画的に施策を定める。

司法書士には、社会的弱者保護の姿勢を持ち、積極的に法的知識の欠如者に対する介護者たる役割を果たすことが期待されている。

そこで、本会としては、リーガルサポートと共に、研修会を開催するなどして促進法の意義と課題について理解を深める。同時に、家庭裁判所、地方公共団体との連携、支援のためにも人的・物的態勢についても強化する必要がある。

7 民法等改正への対応

民法（債権関係）改正案が、国会で審議されている。また、相続法改正が検討されている。司法書士業務と大いにかかわる重要な法改正であることから、改正後直ちに会員が対応できるよう情報収集を図るとともに、研修を実施したい。

8 司法書士法改正への対応

連合会執行部は、平成29年通常国会に司法書士法一部改正案が提出されることを計画したが、実現に至らなかった。法改正の中身も連合会の司法書士法改正対策部では、「使命規定の新設」「法律相談業務の明確化」「懲戒制度の改正」「周旋禁止規定の新設」等につき検討を加えてきたが、未だ流動的である。昨年、連合会総会においても、改正項目を巡って紛糾した。本会として、何が改正されるべきか、立法事実はどうか等につき検討する。

9 組織財政改革

現状の組織体制では、小規模会に適合しない。財政問題・人的問題が原因であるが、支部や関連団体の在り方についても検討が必要である。また、連合会やブロック会等からの助成制度の活用を図ることや、連合会事業を本会で実施することも必要である。

第8 一般事業

重点事業に加え、継続的に実施していく事業及び新たな事業として次のものを掲げる。

1 事業計画の基本姿勢

- (1) 信頼される専門家集団像の確立と適正な業務の充実
- (2) 市民の利益に寄与する司法書士を目指す
- (3) 高い倫理を保持した専門家としての執務を行う
- (4) 全国同一レベルの執務を行う
- (5) 市民の信頼に値する会員指導と執務支援
- (6) 実務に即した研修の実施と執務の支援
- (7) 一年全体を計画する事業執行

2 会員の業務に関する事業

- (1) 会員の執務指導及び連絡
- (2) 会員の品位保持のための指導及び連絡
- (3) 苦情に対する適切な対応
- (4) 職務上等請求書の適正使用の指導
- (5) 会長会報告の実施
- (6) 会則、規則及び規程等の検討
- (7) 司法書士法違反に関する調査
- (8) 司法書士会調停センター等関連事業
- (9) 事務所移転
- (10) 総合相談センターの運営と同関連事業の適切化と充実
- (11) 各種団体との連携
- (12) 司法書士の日記念事業の実施
- (13) 家庭裁判所に対する財産管理人名簿の提出
- (14) 法司協議の実施
- (15) 裁判所との協議
- (16) 新人に対する適切な配属研修と集合研修の実施
- (17) 事業承継
- (18) 民事法律扶助制度の利用促進
- (19) 福井会ネットの円滑適正実施

- (20) 土地家屋調査士会との連携
- (21) 商業登記所一庁への対応
- (22) 各市町での相続相談会実施
- (23) 法教育活動の推進
- (24) 簡裁訴訟代理等関連業務活性化事業
- (25) 地域司法拡充関連支援事業
- (26) 司法書士オンライン利用促進事業
- (27) 上記各号に関連する制度広報推進事業

3 常務執行事業としては

- (1) 情報の収集と公開
- (2) 広報活動
- (3) 会員研修
- (4) 適切なる会計
- (5) その他一般常務事業

4 業務に対応する事業としては

- (1) 不動産登記につき、市民から今まで以上の信頼を得られる方策
- (2) 専門性の高い商業登記に対応できる研修
- (3) 一般民事事件への適合
- (4) 成年後見制度の信用保持
- (5) 施行規則第31条業務の適正普遍化
- (6) 他団体との契約等に基づく相談員派遣

5 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福井県支部との連携

6 一般社団法人福井県公共嘱託登記司法書士協会への助言に関する事項